

# 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例の制定について（概要）

## 1. 背景

行政区は、住みよいまちを実現するため行政と連携し、そこに住む人々が協働で地域内の様々な課題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらまちづくりを進めております。

近年、核家族化、高齢化等の進展、コロナ過の影響もあり活動が滞るなど、地域の連帯意識の希薄化等による、取り巻く環境は日々変わっており、地域社会が抱える課題も多岐に渡っておりますが、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、日頃から隣近所で助け合える、いわゆる地域コミュニティの重要性が再認識されています。

行政区は、住民に最も身近なコミュニティ組織として、生活に密着した防災・防犯をはじめとした、多様な活動を行っており、いざというとき、お互いに助け合える関係を構築していくためには、地域内で「顔の見える関係」を作り、住民同士の絆を深めておくことが何よりも重要となります。

しかし、ここ数年の行政区への加入率の状況を見ると、世帯数の増加にもより年々低下傾向にあり、大きな要因としては、生活環境が充実しライフスタイルが多様化した結果、隣近所との付き合いや助け合いをはじめとする行政区活動に無関心な人が多くなることで、最終的に行政区に加入しない人が増えてきていることが挙げられ、とりわけ集合住宅には様々な立場の世帯が入居されており、地域との関わりが希薄になりがちになっております。

## 2. 行政区加入率の推移

| 年度   | 平成23年度 | 平成27年度 | 令和3年度  |
|------|--------|--------|--------|
| 全体   | 80.66% | 77.92% | 70.62% |
| 笠間地区 | 91.33% | 90.24% | 84.71% |
| 友部地区 | 76.58% | 72.43% | 65.30% |
| 岩間地区 | 70.59% | 68.93% | 59.84% |

## 3. これまでの取り組み

市では行政区への加入促進策として、手続窓口での転入者に対して区長連絡先の案内を行っていますが、平成28年3月から新たな加入促進策として、パンフレットを窓口で配布し、ご案内するとともに、転入者からの同意が得られれば、連絡先などを区長に提供できるよう働きかけを行うこととしております。

また、平成29年度からは「加入促進マニュアル」を作成し、毎年区長へ配布を行い、未加入者の加入へ向け連携を図っております。

## 4. 制定の目的

行政区の活動活性化の推進するために、市民の行政区への加入及び行政区活動への参加を促進するとともに、基本理念並びに市民、行政区、事業者等及び市の役割を定めることにより、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし条例を制定いたします。

## 5. 条例（案）の概要

本条例では、行政区への加入及び参加を促進するための基本理念に基づき、市民、行政区、事業者等及び市の役割を定めております。

### （第3条）基本理念

- 地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、行政区が重要な役割を担うものとする
- 市民の多様な価値観が尊重されつつ、地域全体の協力及び連携による取組を重要とすること。
- 行政区の地域性を損なわない配慮をすること。
- 市民、行政区、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により取り組むこと。

### （第4条）市民の役割

- 地域社会の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために行政区が重要な役割を担っていることを理解し、行政区への加入及びその活動へ積極的かつ主体的に参加する。

### （第5条）行政区の役割

- 地域の中心的な担い手として、市と協働により地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりを行い、地域住民の自発的な行政区への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、その地域を担う人材の育成に努める。
- 市からの行政サービスに関する情報を積極的に住民に提供するとともに住民からの意見等を汲み取り市へ伝達する。

### （第6条）事業者の役割

- 事務所又は事業所が所在する地域の行政区の活動に参加及び協力するものとし、従業員がその居住する地域の行政区に加入し、かつ、その活動に参加することに配慮するよう努める。

### （第7条）住宅関連事業者の役割

- 行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努める。
- 住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の行政区に関する情報を提供するものとし、同じく所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努める。

### （第8条）市の役割

- 市民の行政区への加入及び参加することに関し、情報の提供及び助言等必要な措置を講じるとともに、積極的な広報及び啓発を行う。
- 行政区との協働を図るために、笠間市区長会と連携し、行政区への支援体制の充実を図る。
- 行政区の重要性を理解するとともに、業務の遂行にあたっては、行政区との協働に努める。



## 効果

- 地域の皆さんで行政区や自治会活動を見直す機会の創出につながる。
- 市民・行政区・事業者・市が一体となることにより行政区の活性化に向けた相乗効果が得られる。
- 事業者及び住宅関連事業者の役割を位置づけることにより連携した加入促進が図られる。

## 6. 施行日

令和4年7月1日